

平成30年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年3月7日(水曜日) 午前10時開議

- | | | | |
|-------|--------|---|--------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第11 | 議案第11号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第12号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第13 | 議案第13号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第14 | 議案第14号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第15 | 議案第15号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第16 | 議案第16号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第17 | 議案第17号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第18 | 議案第18号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第19 | 議案第19号 | 那珂川町農業委員会委員の任命同意について | (町長提出) |
| 日程第20 | 議案第20号 | 那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第21 | 議案第21号 | 那珂川町いきいき田舎暮らし体験住宅条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第22 | 議案第22号 | 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |

- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 那珂川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 那珂川町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 那珂川町介護保険条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 那珂川町法定外公共物管理条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 那珂川町林業者等定住化促進施設条例の廃止について
(町長提出)
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度那珂川町一般会計補正予算 (第 6 号) の議決について
(町長提出)

- 日程第 3 9 議案第 3 9 号 平成 2 9 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について（町長提出）
- 日程第 4 0 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の議決について（町長提出）
- 日程第 4 1 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の議決について（町長提出）
- 日程第 4 2 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議決について（町長提出）
- 日程第 4 3 議案第 4 3 号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定について（町長提出）
- 日程第 4 4 議案第 4 4 号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について（町長提出）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

| | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 益 子 純 恵 君 | 2 番 | 小 川 正 典 君 |
| 3 番 | 佐 藤 勇 三 君 | 4 番 | 鈴 木 繁 君 |
| 5 番 | 石 川 和 美 君 | 7 番 | 大 森 富 夫 君 |
| 8 番 | 益 子 明 美 君 | 9 番 | 大 金 市 美 君 |
| 1 0 番 | 岩 村 文 郎 君 | 1 1 番 | 川 上 要 一 君 |
| 1 2 番 | 阿久津 武 之 君 | 1 3 番 | 石 田 彬 良 君 |
| 1 4 番 | 小 川 洋 一 君 | 1 5 番 | 塚 田 秀 知 君 |

欠席議員（1名）

6 番 益 子 輝 夫 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 福 島 泰 夫 君 副 町 長 岡 由 樹 夫 君

| | | | |
|-------------------|-----------|---------------------|-------------|
| 教 育 長 | 小 川 浩 子 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 山 口 守 君 |
| 総 務 課 長 | 橋 本 民 夫 君 | 企 画 財 政 課 長 | 佐 藤 美 彦 君 |
| 税 務 課 長 | 笹 沼 公 一 君 | 住 民 課 長 | 薄 井 桂 子 君 |
| 生 活 環 境 課 長 | 大 武 勝 君 | 健 康 福 祉 課 長 | 立 花 喜 久 江 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 稲 澤 正 広 君 | 建 設 課 長 | 穴 山 喜 一 郎 君 |
| 農 林 振 興 課 長 | 坂 尾 一 美 君 | 商 工 観 光 課 長 | 板 橋 了 寿 君 |
| 小 川 出 張 所 長 | 藤 田 善 久 君 | 上 下 水 道 課 長 | 田 代 喜 好 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 大 森 新 一 君 | 学 校 教 育 課 長 | 薄 井 健 一 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 益 子 雅 浩 君 | | |

職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-----------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 高 林 伸 栄 | 書 記 | 岩 村 房 行 |
| 書 記 | 長 家 佳 奈 子 | 書 記 | 村 上 明 美 |

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は14名であります。

欠席届が6番、益子輝夫君より出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ごらん願います。

◎議案第1号～議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第1、議案第1号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてから日程第18、議案第18号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてまでの18議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、本日は議会の2日目ということで、よろしく願いいたします。昨日は一般質問4人の方に登壇をいただきましたが、貴重なご提言をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま上程されました議案第1号から議案第18号までの那珂川町農業委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会委員は、農業委員会等に関する法律第8条第1項及び那珂川町農業委員会の

委員の選任に関する規則第8条第1項の規定により、議会の同意を得て町長が任命すると定められております。平成28年の農業委員会制度改正により、公選制から任命制へと変更になり、今回初めて議員の皆様にご任命同意をお願いするものであり、任期は平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間です。

初めに、議案第1号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町馬頭482番地の高嶋善壽氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

次に、議案第2号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町健武607番地の荒井武氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第3号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町矢又2668番地2の菊池紀子氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第4号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町北向田64番地の磯野元壽氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第5号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町北向田263番地の磯野均氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第6号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町久那瀬1074番地の阿久津功氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第7号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町富山361番地の佐藤英一氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第8号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町盛泉919番地2の岡晃氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第9号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町大内4522番地の露久保一夫氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第10号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町大内1656番地の大金武夫氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第11号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町大山田上郷657番地の和地良一氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第12号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町大山田上郷957番地の永山律子氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第13号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町小川3676番地の田代喜三郎氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第14号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町小川2416番地1の森島典子氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第15号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町白久706番地の三尾谷武人氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第16号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町片平254番地2の磯部正美氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第17号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町小川3022番地の薄井達夫氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

議案第18号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてですが、那珂川町芳井944番地11の東隆一氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

なお、農業委員会等に関する法律第8条第5項において、認定農業者が委員の過半数を占めなければならないと規定されていますが、過半数に満たないため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項の規定により、認定農業者に認定農業者の親族である議案第3号の菊池紀子氏及び以前認定農業者であった議案第11号の和地良一氏を加え、過半数となるものであります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森新一君） まことに申しわけありません、議案第3号なんですが、住所の欄、那珂川町の「町」が抜けていましたので、ご訂正のほうをよろしくお願いします。脱字がありまして、まことに申しわけありませんでした。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第1号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第19、議案第19号 那珂川町農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番、大森富夫君の退席を求めます。

〔7番 大森富夫君退席〕

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第19号 那珂川町農業委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

さきに審議いただきました議案第1号から議案第18号同様、那珂川町小口186番地の大森富夫氏を本町農業委員として任命したく提案するものであります。

ご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、岩村文郎君。

○10番（岩村文郎君） この大森富夫議員の推薦に関して、ちょっと1つ質問したいと思います。

この推薦、選考に当たってはどのようなメンバーで、また、どのような形でこの大森議員を推薦したのか、お聞きしたいと思います。

ひいては以前、本議会において4名の議会から農業委員の推薦がありました。当時全国的に女性農業委員の登用を進められており、なかなか厳しいということで、議員の中から推薦していた農業委員は遠慮いただいて、女性農業委員を登用しようということで本議会においても推薦した経緯がございます。当時、現職農業委員だった議員の方々もそういうことでやめたという経緯もございます。そういうことで、ぜひ内容についてお聞きしたいというふう

に考えております。

別に大森富夫君が適か不適かというんじゃなくて、議会からは農業委員を出さないで一般の方、また一般の認定農業者を推薦しようという機運がある中で、大森富夫現職議員ですので、そのことをぜひ説明をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森新一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回、大森さんを推薦した経過なんですけど、今回の農業委員の募集に関しましては、応募者が22名あり、定数を越えたことから、町農業委員会委員候補者評価委員会のほうへ審議を依頼したところでございます。その中で農業委員会等に関する法律において、認定農業者が委員の過半数を占めなければならない、また、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれないようにしなければならないというような法律の規定があるものですから、それらに基づきまして、適当であるというような回答を受け、今回議会のほうへ上程したものでございます。

また、以前、議会から女性の農業委員について推薦をお受けいたしていましたが、当時は公選制という中で、議会、また農協、共済組合などから推薦を受け、農業委員の任に当たってもらっていたという経緯がありますが、今回は制度改正によりまして、みずから応募したり、推薦を受けての応募ということも可能になりましたので、それらの中で応募があった方について選考してきたというような経過でございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 10番、岩村文郎君。

○10番（岩村文郎君） ありがとうございます。

女性農業委員を登用しようという機運が、今もまだ、その精神は残っているというふうに私は考えております。今回、先ほど議決になりました女性農業委員3名ですね。もう少しやっぱり農業行政に携わる委員さんを、また、女性の声を反映させるということで、もう少しいたらいいのかなというふうな考えもいたします。

それで、先ほど町長のほうから報告がありました就任は7月1日ということでもありますので、まだ3カ月ほど、3カ月以上ありますね。だから、もうちょっと議論して、議員じゃなくて一般の認定農業者、または女性を取り入れてもいいのかなと。そうすることが那珂川町の農業行政に携わるのに最適かなというふうに考えております。

そういうことで、時間的に推薦の任命の時間があるかないか、それをちょっとお聞きしたいというふうに考えます。

○議長（塚田秀知君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森新一君） 今お話がありましたように現農業委員の任期が6月30日でありますので、今回任命同意をいただく農業委員については7月1日からということになります。きょうから3カ月半ほどございますので、内容によっては適宜対応を考えていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

10番、岩村文郎君。

○10番（岩村文郎君） 今回のこの1件についての任命同意ですね、私は反対というような形で、簡単に討論させていただきます。

先ほど私いろいろ申し上げたとおり、今、局長の答弁だと時間的にあるということなんで、大森議員がもし普通の一般認定農業者であれば別に問題はないと。できれば議会議員は控えるべきというふうに私は考えておりますので、今後改めて1人人選をいただければありがたいなというふうに思っています。

そんなことをお願いして、私はこの案に対しての反対討論といたします。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第19号 那珂川町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立なし]

○議長（塚田秀知君） 起立なしと認めます。

よって、議案第19号は否決されました。

7番、大森富夫君の入場を許します。

〔7番 大森富夫君入場〕

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君に申し上げます。

議案第19号は否決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第20、議案第20号 那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第20号 那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業者の指定等の権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、定めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 補足説明を申し上げます。

議案第20号参考資料をごらんください。

条例制定の目的は、介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業者の指定等権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、条例を定めるものです。

居宅介護支援事業者とは、介護を必要とされる方が自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や生活環境に配慮し、本人、家族の希望等に沿ってケア

プランを作成し、サービス提供事業所等との連絡調整を行う事業者です。

条例の内容につきましては、介護保険法及び厚生労働省令に基づき制定しております。

第1条から第4条関係は、第1章総則で、介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を規定することの趣旨、定義、基本方針を定めています。

第5条、6条関係は、第2章人員に関する基準で、従業者の員数、管理者の設置等を規定しております。

第7条から第32条関係は、第3章運営に関する基準で、内容及び手続の説明及び同意から記録の整備まで規定しています。

第33条関係は、第4章基準該当居宅介護支援に関する基準で、準用を規定したもの、第34条関係は、第5章雑則で、委任を規定したものです。

附則は、施行期日及び経過措置を規定したものです。

施行期日は、平成30年4月1日です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） この事業が県から町に移譲されたという大きな変化が起きたわけですが、内容的には、内容的にですね、実際にこの介護支援事業を行っている事業者というのは、現在ですね、変化しますから、生まれたりなくなったりするという、この変化もあるかと思えます。現在何者、事業者はどのくらいあるのか。その事業者がこの事務取扱も当然やるわけですが、その対象者となるのは実際にはどのくらい、この居宅介護支援者ですね、被支援者ということになりますか、そういう人数等はどういうふうになっているのか伺いたいというふうに思います。

それから2点目は、この財政的な措置ですね。県から町に事務等が移るということで、簡単に見えますけれども、実際はその事務だけではなくて、事務に伴う内容がかなり複雑になるというふうに、町に対してはかなり負担になる取り組みになるかと思えます。そういうところで、財政的な措置はどういうふうになるのか、2点目、伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

該当する事業者の数でございますが、町内には6者ほどございます。その受け持ちの数といえますのは、介護認定をされている方の数かと思いますが、事業者ごとには手元にちよつと資料がございませんので、それは機会がありましたらお知らせしたいと思ひます。

それから、2点目なんですけど、事務が移るといふことで、負担がふえるのではないかといふようなお話ですけども、確かに基準等を定める条例ですので、かなりその事業者が新規に参入してきた場合に、その中で町のほうで指定をするわけですが、それによる財政的な負担といひますのは特にございませんで、事務量は当然、町としてはふえるといふことを想定してあります。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） その答弁だとちよつと納得はいきませんで。特に負担はないといふことでは、そうではないと思ひます。事務量がふえるんですから、当然財政的な措置といふのはあつてしかるべきだといふふうに入ひます。そのことと、体制的にです、事務量が当然ふえるんだから、体制は、じゃどういふふうになるんだといふことになりませんで、これは庁内でどんなふうな調整をする考えなのか伺ひます。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 庁内と申しますのは、担当課、担当係といふことでのいひかと思ひますが、その辺は業務量配分等を係内で調整しながら実施をするといふことになろうかと思ひます。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） そういふことになると、働く人の過重負担になるのではないかと思ひませんで、そこはどういふことになるんですか。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 庁内の組織体制でもございませんで、担当課だけではなく、総務の人事担当、あるいは業務量に合わせた人員配置、その辺は今後協議をしてまいりたいと思ひますが、現時点では今の体制で実施ができるといふ想定であります。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんでか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんでか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号 那珂川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第21、議案第21号 那珂川町いきいき田舎暮らし体験住宅条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第21号 那珂川町いきいき田舎暮らし体験住宅条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、平成29年度に建設を進めておりました田舎暮らし体験住宅の建築工事が完了したことから、4月1日から運用を開始するに当たり、施設の管理、運営について、設置に関する条例を制定するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 補足説明を申し上げます。条例案をごらんください。

この施設は、町外からの移住希望者に一定期間の宿泊体験を通し、町の自然や食と農の魅力を体験していただき、将来、移住や就農に結びつけるための体験住宅として設置するものです。

第1条は、移住・定住を推進し、より多くの移住希望者が使用する田舎暮らし体験住宅を

設置することを定めております。

第2条は、名称をいきいき田舎暮らし体験住宅とし、位置を那珂川町大山田下郷4401番地内、高手の里分譲地内と定めております。

第3条は、施設管理について、指定管理者制度での施設管理を第1項及び第2項で定めております。

第4条は、施設使用時の使用許可を定めております。

第5条は、第1項で施設の使用制限を定め、第1号から第5号を規定し、第2項で使用の中止を定めております。

第6条は、使用期間を3日以上60日以内とし、引き続き体験住宅の使用を希望する者には延長を認めることを定めております。

第7条は、施設使用料を1日当たり1,000円と定めております。

第8条は施設の損害賠償義務について、第9条では委任規定を定めております。

附則については、施行期日を平成30年4月1日からとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） 何点か伺います。

1つは、この完成した物件を運営していく条例制定ということですがけれども、この条例運用に当たりましては、1日1,000円でもってこの田舎暮らし体験をしてもらうということがありますけれども、そういうことを実際にした場合に、水道光熱費、あるいはそこにかかわる諸費用ですね、これは本人が1,000円で借りて、全てあとは全部借りた方が負担するということになるのかということが1つと、この借りる人がそこで生活していくということを含めて、その住宅全体を指定管理者に委託するのか、管理を委託していくのかという、この条例に指定管理者が盛り込まれておりますので、そこはどのようなふうなことを想定しているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） まず1点目の質問ですが、この使用料ですね、1日1,000円の考え方ですが、まず、今回はこの施設に来て体験をしていただくということで、町有住宅

のような家賃的考えではなく、そこでの実費をいただくことにしました。ですから、光熱水費関係を1カ月当たりの標準的な2人世帯で計算しまして、1日当たりを出しております。

それと、指定管理についてですが、当面の間は直営で管理するというので、将来的にそういう可能性があれば移行していきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） そういうことで、実費だけの話に、体験だからそういうこと、1日当たり1,000円、3日で3,000円ということで公表していくということになって、移住体験してみたいなという人があらわれるかどうかというのはわかりませんが、これはその宣伝の仕方というようなものも多分に作用するとは思いますが、それ以前にですね、担当課としてはこういう予想といいますか、想定といいますか、そういうようなことはあったと思えますけれども、それを伺っておきまして、私としては、呼び込み型というのはほとんど成功していないんですね。土地の問題でもありますけれども、家の中でもそうですけれども、町でこう用意してどうですかとって、高手の里がこの見本のようなもので、10区画つくっても2人しか、もう何年もたっても2人しか来ないと。この住宅にしてもそういう形になってしまうんじゃないかというふうな危惧を覚えますけれども、そのことも含めてお答えをお願いしたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君に申し上げます。

この条例の範囲内での内容についての質問にしてもらいたいと思います。

7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） だって、条例で運用することもを実施していくことになるんですから、条例制定を議会に上程するには、当然こういう条例をして運用していくんだという、出す前提として担当課では考えていて、むやみやたらにこういう住宅をつくるというわけには当然いかないわけですし、こういう住宅をつくれれば、こういう条例を制定して、どのくらいの体験者が見込まれると、当然想定していると思うんですけれども、そこを伺っているわけなんですけれども、どうですか。

○議長（塚田秀知君） 再度申し上げますが、これは全員協議会で審議された項目なんですよ。その折にそういった質問等はなかったと記憶しております。だから、細かいことについては、この前も全員協議会の際にもお話したように、本会議では簡潔明瞭な質問をしてくださいとお願いしたと思います。

休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時48分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

質疑等はありませんか。

益子明美さん。

○8番（益子明美君） 第6条についてですが、使用期間は3日以上とし、最長60日とする、ただし、引き続き体験住宅の使用を希望する場合は延長を認めるとあります。この延長は、一旦、最長60日と決めておりますが、延長を認める場合というのはどういった場合を想定されているのか、その中でもどこまでという基準があるのかどうか、詳しいことは規則で定めると思いますが、それを1点お伺いします。

あと、家族向けの住宅としてつくっていると思うんですが、単身での使用を希望した場合も受け入れできるのかどうか、2点について伺います。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 1点目の延長期間ですが、延長期間は30日を考えております。

あと、使用人数は原則2人以上ということで考えております。

○議長（塚田秀知君） 8番、益子明美さん。

○8番（益子明美君） そうすると、最長でも90日という理解でよろしいんですかね。ただ、60日ぐらいあれば大体の体験ができるというところであると思うんですが、その30日をさらに認めるという、その基準というんですかね、そこはどういうふうにお考えになって、さらに30日を認められるのか、その辺をもう少しちょっときちんとお答えいただきたいのと、単身ではだめだ、2人以上の使用ということですが、2人以上というのは夫婦を想定されているのか、それとも親子でも大丈夫なのか、その辺はどういうふうにお考えになっているのかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 2カ月を過ぎた場合の、3カ月目に移る場合の基準ですが、特段その基準については、後の利用者のことを考えまして、一応、長期間にわたりますと、1組の人の利用ということで1年間が終わってしまうような形にもなりますから、ここは日

数を区切っております。

それと、2点目の2人についてのことですが、2人以上というのは夫婦であっても親子であっても、それは可能であるということで運営をしていきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号 那珂川町いきいき田舎暮らし体験住宅条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号～議案第24号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第22、議案第22号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第23、議案第23号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第24、議案第24号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第22号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第23号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第24号 那珂川町職員の給与に関する条例の一

部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、昨年8月8日に国家公務員の一般職の職員の給与に関して、民間給与との比較における格差解消のために、基本給の平均0.2%を引き上げ及び勤勉手当0.1月の引き上げ等の勧告を行いました。これを受け、昨年12月に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、本町においても国に準じて職員給与等の改定を行うこととし、関係する条例を改正するものです。

また、あわせて国の特別職等の期末手当についても引き上げを行うことから、町議員、町長、副町長及び教育長の期末手当についても0.05月の引き上げを行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、議員及び町長、副町長、教育長の期末手当と職員の給与及び勤勉手当等の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、議案第24号の後ろに参考資料を添付いたしましたので、それにより説明をさせていただきます。ごらんをいただきたいと思います。

まず、議員、町長、副町長、教育長の期末手当の改正ですが、1点目は、昨年12月期の期末手当を0.05月引き上げて1.75月として年間3.3月とするもので、2点目は、平成30年4月1日以降の期末手当について、総枠は変えずに6月期と12月期の支給月数を調整するものです。

続きまして、後ろ面をごらんください。

職員の給与及び手当の改定ですが、1点目は月例給の引き上げです。民間企業との格差を埋めるため、平均0.2%の引き上げを行うものです。引き上げ額は、給与等級等に応じて、若年層に重点を置いて400円から1,000円の幅で行うこととなります。

なお、適用は平成29年4月1日に遡及することとなります。

2点目は勤勉手当の引き上げですが、民間の支給割合に見合うよう、昨年12月期の勤勉手当を特定幹部職員及び一般職員は0.1月、再任用職員は0.05月引き上げるものです。

3点目は特別職と同様に平成30年4月1日以降の勤勉手当については、総枠を変えずに6月期と12月期の支給月数を調整するものです。

4点目は那珂川町職員の給与に関する条例第6条第4項及び第20条の2第1項の引用条項を整理したものです。

附則は、施行日及び適用を定めたもので、第2条を平成30年4月1日から、第1条を平成29年4月1日からとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第22号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第25、議案第25号 那珂川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第25号 那珂川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

職員が誤って事故に関与してしまった場合などには、さまざまな事情が存在すると考えられる中で、禁固以上の刑に処されると何の考慮もなく職員は失職となり、状況によっては厳し過ぎる措置となる場合もあります。

今回の改正は、過失の程度や事故後の対応等の情状により、その職を失わないこととできる特定を設けるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

地方公務員法では、職員が誤って事故等に関与してしまった場合などでも、禁固以上の刑に処せられた場合には、条例に特別の定めがない場合は、その職を失うことと規定されております。職務執行上、さまざまな事情が存在すると考えられる中で、何の考慮もなく職員が失職となることは、状況によっては厳し過ぎる措置となる場合もあり、国及び各地方公共団

体においても、情状の余地を定める規定を設けているところです。

今回の改正は、禁固以上の刑に処せられた職員のうち、刑の執行を猶予された者について、過失の程度や事故後の対応等の情状を考慮して、特に町長が必要と認められるときには、その職を失わないこととできる特例を設けるものです。

附則は、施行期日を公布の日からとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号 那珂川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第26、議案第26号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第26号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年行われた地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、町が雇用する非常勤職員が2歳になるまでの子について、育児休業をすることができる場合を定めるもの及び育児休業期間の再度の延長等ができる特別の理由に、認定こども園等の利用申し込みを行っているが、入園待ちとなっている場合を追加するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律において、地方公務員等に関する法律が改正されたことにより、那珂川町職員の育児休業等に関する条例の所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、議案書の後ろに参考資料を添付してございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

改正理由につきましては、ただいま申し上げましたとおりです。

2、改正の内容等についてご説明を申し上げます。

第2条第1項第3号のア（イ）は、第2条の4の追加に伴う文言の整理となります。

第2条の3第1項第2号は、第2条の4の追加に伴う引用条項の整理となります。

第2条の4第1項第1号及び第2号は、非常勤職員が、その養育する子を2歳に到達するまで育児休業をすることができる、特に必要と認められる場合を規定するものです。

第2条の5は、条項繰り下げによる改正です。

第3条第1項第6号は、認定こども園等の利用申し込みを行っているが、入園待ちとなっている場合は、育児休業を再度請求できる特別の事情として追加するものです。

第3条第1項第7号は、第2条の4の追加に伴う引用条項の整理です。

第4条は、認定こども園等の利用申し込みを行っている場合、入園待ちとなっている場合を、育児休業の期間の再度の延長を請求できる特別の事情として追加するものです。

第10条第1項第7号は、認定こども園等の利用申し込みを行っているが、入園待ちとなっている場合を、育児短時間勤務を請求できる特別の事情として追加するものです。

附則は、施行期日を平成30年4月1日からとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号～議案第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第27、議案第27号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第28、議案第28号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について、日程第29、議案第29号 那珂川町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について、以上3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第27号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第28号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について並びに議案第29号 那珂川町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について、提案理由の説明を

申し上げます。

今回の改正は、国の平成30年度税制改正の大綱が平成29年12月22日に閣議決定されたことに伴う改正及び平成27年5月27日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立したことにより、国民健康保険制度の改正がされ、平成30年4月1日から施行されることに伴い、それぞれの条例について所要の改正を行うものです。

議案第27号では、平成30年度から県が財政運営の責任主体となることから、市町は納付金を県に納付することになります。そのことに伴う保険税率の改正を提案するものであり、また、この保険税率の改正案は、去る1月25日に開催いたしました那珂川町国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、その答申をいただいたものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 補足説明を申し上げます。

まず、議案第27号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正ですが、議案書の最後に参考資料を添付いたしましたので、あわせてごらんいただきたいと思います。

第2条は、国民健康保険税の課税額について、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるため、条文を改めるもの。

第3条第1項は、国民健康保険税医療給付費分の被保険者に係る所得割額の改正で「100分の6.6」を「100分の6.2」に改めるもの。

第4条は、医療給付費分、被保険者に係る資産割額ですが、削除するもの。

第5条は、医療給付費分被保険者に係る均等割額の改正で、「2万1,000円」を「2万4,000円」に改めるもの。

第6条第1号、第2号及び第3号は、医療給付費分、被保険者に係る世帯別平等割額の改正で、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「2万2,000円」を「2万1,000円」に、特定世帯は「1万1,000円」を「1万500円」に、特定継続世帯は「1万6,500円」を「1万5,750円」に改めるもの。

第7条は、国民健康保険税後期高齢者支援分、被保険者に係る所得割額の改正で「100分の1.7」を「100分の2.5」に改めるもの。

第8条は、後期高齢者支援分、被保険者に係る資産割額で削除するもの。

第9条は、後期高齢者支援分、被保険者に係る均等割額の改定で「7,000円」を「1万円」に改めるもの。

第10条第1号、第2号及び第3号は、後期高齢者支援分、被保険者に係る世帯別平等割の改正で、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「6,000円」を「7,000円」に、特定世帯は「3,000円」を「3,500円」に、特定継続世帯は「4,500円」を「5,250円」に改めるもの。

第11条は、国民健康保険税介護納付金分、被保険者に係る所得割額の改正で「100分の1.4」を「100分の2.0」に改めるもの。

第12条は、介護納付金分、被保険者に係る資産割額で、削除するもの。

第13条は、介護納付金分、被保険者に係る均等割額の改正で「7,000円」を「1万円」に改めるもの。

第26条は、国民健康保険税の減額の条文ですが、第3条から第13条まで改定したことに伴い、7割軽減、5割軽減、2割軽減の額が改正になるものです。また、同条第2号で5割軽減、第3号で2割軽減の対象世帯の所得判定基準の改正を行うものです。これは、国民健康保険税の減額の対象となる軽減判定所得基準額の引き上げであります。被保険者に乗ずる金額を5割軽減につきましては5,000円、2割軽減につきましては1万円をそれぞれ引き上げるものです。改正後の額につきましては、参考資料にもありますので、ごらんいただきたいと思います。

附則は、改正条例の施行期日及び適用区分を定めるものであります。

続きまして、議案第28号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

参考資料の改正概要をごらんください。

まず、那珂川町国民健康保険条例の一部改正についてですが、目次中、第1章の章名及び第1条中、見出しを含みます「那珂川町が行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「那珂川町が行う国民健康保険の事務」に改めるものです。

また、目次中、第2章の章名及び第2条見出しを含みます「国民健康保険運営協議会」を「那珂川町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものです。

この条例の改正に伴い、那珂川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中の「国民健康保険運営協議会」を「那珂川町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものです。

施行日は、平成30年4月1日からです。

続きまして、議案第29号 那珂川町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

平成30年度からの国民健康保険制度の改正に伴い、県が財政運営の責任主体となることにより、保険給付費に必要な費用は県から交付されるため、基金の処分について所要の改正を行うものです。

第6条中、第2号及び第3号を削除し、国民健康保険法第75条の2に規定する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合において、その財源に充てるときに処分できるよう条項を追加するものです。

施行日は、平成30年4月1日からとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） 国保会計を健全に運営していくというのは大変なことだというふうに思います。基金もほとんどなくなっちゃったということで、何とかやりくりしてきたということを感じているわけでございますけれども、今度の条例につきまして、町から県に移管されるということで、かなりな結果が出てくるわけなんですけれども、そういうことに乗じまして、これまで以上に高齢者に負担をかけるということを私は非常に懸念をしております。そういう中でも、これまでも事あるごとにこの資産割をなくすようにということで、私が主張してきたことが今度ようやく実現されたということは、これは評価できるというふうに思っています。一部の資産家、ほんのごく一部なんです、ごく一部と圧倒的な方々のこの資産割というのを掛けられると、非常に厳しいものになるということが出ているところから、その資産割の削除というものを主張してきたわけです。

そういうことは評価する上で、1番目には後期高齢者所得割が値上げされるという、この表のところを見れば、それぞれ後期高齢者につきましてはそういう税額が、率がですね、値上げするということが1点ありまして、これが一番私は、この後期高齢者に今後も重い負担がかかるということで、なぜ後期高齢者にこういうふうな高率の負担を課すのかということ、ここのところがどういう理由なのかを1点お聞きします。

それから、2点目はですね、軽減される人、7割、5割、2割の軽減をされる方がおりま

すけれども、この点では、人数的には、今度の条例改正で増ということはないわけですが、そういう軽減者というのは、増減ですね、今までと今後どうなるのか。これはそれぞれでどういうふうな変化になるのか伺います、2点目です。

それから3点目は、年金から天引きされる、この特別徴収者数というのはどんなふうなことになるのか、変化等もわかれば、どういうふうな変化があるのかということでおきます。

それから、全体としてそういうことで、県に移管されるということに乗じてですね、この保険財政を健全化の名のもとに、圧倒的な部分に負担増をさせていく、そういうふうには私は見ているわけなんですけれども、この軽減部分もありますけれども、全体的にはどういうふうな状況になるのか、4点伺います。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） まず1点目の後期高齢者支援分の値上がりということですが、国民健康保険税は、医療費分は医療費給付費分、後期分は後期高齢者支援金、介護分は介護納付金としてそれぞれ納めていただいているわけですが、近年、医療費の負担割合に傾斜がついてきて、医療費の分のほうに多く負担がかかってきてしまっているということもあり、後期分と介護分の見直しをし、県の標準保険料率に近づけたため、今回のような率となりました。

今回の改正による軽減の対象者ということですが、平成29年度当初賦課ベースで比較いたしました結果ですが、5割軽減は7世帯20人、45万2,000円、2割軽減につきましては7世帯8人、軽減額が12万800円の増となります。

なお、この制度により、軽減世帯、被保険者数全体を見ますと、7割軽減は変わりありませんが、7割軽減につきましては750世帯1,040人、軽減額が4,259万4,300円、5割軽減につきましては458世帯890人、軽減額が2,310万9,500円、2割軽減につきましては340世帯711人、軽減額が730万5,400円、合計1,548世帯2,641人、軽減額7,300万9,200円となります。当初賦課時の被保険者数が5,099人ですから、51.79%の方が軽減の該当になっていることになります。

なお、この軽減措置につきましては、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1で負担することとされております。

申しわけありませんが、年金特徴については手元にちょっと資料がありませんので、後でご報告ということよろしいでしょうか。

全体的ですが、今回の改正によりまして、軽減後の調定額で約1,089万円ほど下がると見込んでおります。1世帯当たりの平均賦課額は現行で18万3,667円、改正後では18万2,871円となり、1世帯当たり796円の減額となります。1人当たり賦課額にしますと、現行で10万9,074円、改正後は11万93円となり、1人当たり1,019円の増となりますが、これは被保険者数の減少も一因するかと思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） 全体としてはそういうことで増税ではないというような受けとめでよろしいかと思うんですけども、そうしますと、私は県に移譲されるということで、ほとんど基金がなくなっている中で、かなり増税になるのではないかというふうな思いを持っていました。しかし、まだこれまでの努力の成果もあるかと思うんですけども、運営するには大変であろうかと思いますが、いっそですね、その点は被保険者に負担がかからないようなということを求めまして、質疑を終わりたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第27号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 那珂川町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 那珂川町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第30、議案第30号 那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第30号 那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年4月1日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴い、那珂川町後期高齢者医療に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2、国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受ける者の特例が加わるため、条例の第3条、保険料を徴収すべき被保険者の条文について、一部を改正するものです。

住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定に

より住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村に被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、この被保険者を町が保険料を徴収すべき被保険者に追加するものです。

附則は、第2条の削除とそれに伴う条項の繰り上げです。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号 那珂川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第31、議案第31号 那珂川町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第31号 那珂川町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の改正及び那珂川町介護保険事業計画の見直し等による平成30年度から平成32年度までの介護保険料額及び保険料の判定基準に係る譲渡所得控除の見直し、また、市町村の質問調査権の対象範囲の拡大について定めるものです。

内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料をごらんください。

今回の改正は、介護保険法の改正及び那珂川町介護保険事業計画の見直し等により、那珂川町介護保険条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容ですが、第2条第1項関係は、第7期介護保険料について、平成30年度から32年度までの所得段階ごとの保険料額を見直し、定めたものです。

詳細につきましては、裏面の別表、所得段階別の保険料をごらんください。

基準となる所得段階第5段階の月額額は5,100円から575円増額の5,675円になります。それによりまして、各所得段階の乗率により保険料が改正となります。

第1項第6号ア関係は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直しで、介護保険料の判定に係る合計所得金額から特別控除額を控除した額を用いることを定めたものです。

また、第2項関係は、公費により所得段階第1段階の保険料の軽減を行う仕組みが32年度まで継続されることを定めております。

第13条関係は、市町村の質問調査権の対象範囲の拡大についてで、第2号被保険者の配偶者、もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者、またはこれらであった者についてまで範囲が拡大されることに伴い定めたものです。

附則は、施行期日及び経過措置を定めたもので、施行日は平成30年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） この全体ですね、総額どのくらい、この改定によって保険税は収入増となるのか。それによってどの程度改善されるのか。私は、この表を見ても、基準額等ので100円ということ値上げすると、結局第1段階から4段階までの人が負担が重くなるという、あとは高収入、6段階、10段階になる、これも重くは、重くというか、負担増はありますけれども、結局そういう上下で見ますと、どういうふうな割合、試算ではどういうふうに出てくるのかお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 収入増はどのぐらいになるのかというご質問だとは思いますが、全体的にサービス料の伸び等もございまして、来年度、30年度予定しております金額は、特別徴収が約3億7,600万です。普通徴収が1,700万の予定、試算をしております。今年度はですね、試算で29年度の予定している金額は3億3,500万が特別徴収、普通徴収のほうは2,100万程度を見込んでおりますので、その差額が増になるかと思えます。

介護保険制度は、国の制度に基づきましてサービス提供をしております。新たな法改正もございましたので、サービスの種類とかもふえていくというようなところもございまして。ただ、報酬の単価が改正になりまして、増額をどうしても予測しなければならないというところでもあります。また、高齢者の方、増加いたします。サービスを受けられる方もふえるかと思えますので、保険料だけではありません。国・県・町からの補助も入れまして、地域の方々に充実したサービスを提供できればというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） 特別徴収で約4,000万、平成30年度4,000万以上ですね、増額ということなんですけれども、高齢者がふえるという中で、その人数等はどのようなふうな、29年度から30年度で、その金額から推定をすると、どのようなふうな人数になるのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 人数の変移は、その時点で、高齢者の方ですね、移動等もございまして、正確な人数は出ないかと思われまして。ですので、金額的なものである程度予想をしております、先ほど申しました金額の増額を予定しているところでございます。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号 那珂川町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号～議案第34号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第32、議案第32号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、日程第33、議案第33号 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第34、議案第34号 那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、以上3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第32号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第33号 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域

密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第34号 那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国において実施されている3年に一度の定期的な介護保険制度の見直しの中で、介護報酬の改定とあわせて指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されるもので、従来、厚生労働省令で定められていた基準の見直しにより、町条例の一部改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 補足説明を申し上げます。

参考資料をごらんください。

今回の改正理由は、国において3年に一度の見直しに合わせた改正により、町条例の一部を改正するものです。

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても住みなれた地域を離れずに生活を続けられるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスで、指定をした市町村の被保険者のみが利用できるサービスです。現在も事業者が事業を提供するためには、サービスの種類ごとに町の指定を受けなければなりません。平成30年4月1日以降に申請する場合には、改正後の基準により、町が審査し指定をすることになります。

改正内容は、厚生労働省令に基づくものであり、改正箇所が多岐にわたりますので、新設された2つの内容をご説明申し上げ、既存の基準の改正及び文言の整理等については、資料等をごらんください。

今回新設される基準の1つ目は、介護医療院がございませぬ。地域包括ケアシステムの強化法により創設されるもので、今後慢性期の医療と介護のニーズを合わせ持つ高齢者の増加が見込まれていることから、介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換を中心として、要介護高齢者の長期療養と生活への支援機能を兼ね備えた新たな施設として創設されるものです。これに伴いまして、条文の各サービスの対象施設に介護医療院を加えるものです。

新設される基準の2つ目、第5節、共生型地域密着型サービスになります。共生型サービスは、同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供するものです。介護保

険優先の原則のもとでは、障害者が65歳となった際に使いなれた障害福祉サービス事業所を利用できない状況があったため、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイに関し、介護保険、障害福祉の両方の指定を受けやすくする共生型居宅サービスの指定の特例が設けられました。これに伴い、町条例に新たに設けるものです。

経過措置につきましては、一般病床、精神病床、または療養病床の転換時期が平成30年3月31日から平成36年3月31日へ変更になっております。

附則は施行期日を定めたもので、平成30年4月1日とするものです。

以上で議案第32号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第33号の補足説明を申し上げます。

参考資料をごらんください。

改正理由は、先ほどご説明いたしました議案第32号と同様です。

地域密着型介護予防サービスは、要支援1・2の方を対象にサービスを提供するものです。指定した市町村の被保険者のみが利用できるサービスで、平成30年4月1日以降に申請する場合には、改正後の基準により、町が審査し指定をすることになります。

改正内容は、厚生労働省令に基づくものであり、第6条第1項は従業者の員数の基準対象施設へ介護医療院を加える旨の規定。第10条第1項は利用定員等について、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し。第45条第6項は従業者の員数等、第46条第3項は管理者、第47条第1項は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者、第61条第1項第3号は協力医療機関等、第73条第2項は管理者、第74条第1項は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者、1つ飛びまして、第84条第3項は協力医療機関等にそれぞれ介護医療院を対象施設へ加える旨を規定いたしました。

第79条第3項第1号から第3号は、身体的拘束等の禁止について、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の開催、指針の整備、従業者に対する定期的な研修の実施等を規定いたしました。

附則は施行期日を定めたもので、平成30年4月1日とするものです。

以上で議案第33号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第34号の補足説明を申し上げます。

参考資料をごらんください。

改正理由は、先ほどご説明いたしました議案第32号、第33号と同様です。

介護予防支援とは、要支援1・2の認定を受けた方が自宅でサービスを適切に利用できる

よう、ケアプランの作成やサービス事業所との連携、調整などを行うもので、那珂川町では、那珂川町地域包括支援センターが主にその役割を担っております。

改正内容は、厚生労働省令に基づくものであり、第3条第4項は基本方針で、障害福祉制度の相談支援専門員と密接な連携を図る旨、明記いたしました。

第7条第2項は内容及び手続の説明及び同意で、公正中立なケアマネジメントの確保を規定し、第3項は医療と介護の連携の強化を図るため、入院時における医療機関との連携促進を規定しております。

第33条第1項第9号は指定介護予防支援の具体的取扱方針で、サービス担当者会議への利用者及びその家族の参加を、第13号は指定介護予防サービス等事業者に対する指導及び利用者の状態等について聴取することを、第14号の2及び第21号の2は医療と介護の連携の強化を図るため、平時からの医療機関との連携促進を、第28号は資料の提供等の協力をそれぞれ規定しております。

附則は施行期日を定めたもので、平成30年4月1日とするものです。

以上で議案第34号の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第32号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午後 零時 10分

再開 午後 1時 30分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◎議案第35号～議案第36号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第35、議案第35号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について、日程第36、議案第36号 那珂川町法定外公共物管理条例の一部改正について、以上2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第35号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第36号 那珂川町法定外公共物管理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町道路占用料徴収条例は、道路法施行令に基づき、町が管理する町道についての占用料を定めております。今回、道路法施行令が一部改正されたこと、及び栃木県道路占用料徴収条例が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

また、那珂川町法定外公共物管理条例の一部改正については、町が管理する法定外公共物の使用料及び採取料について、那珂川町道路占用料徴収条例の改正に伴い、同条例の占用料に合わせるため、改正するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 補足説明を申し上げます。

まず、那珂川町道路占用料徴収条例の改正については、今回、国及び県の占用料が改定されたことに伴い、国が示した那珂川町の占用物件ごとの占用料に合わせるほか、備考中の占用面積の単位を整数部第1位から少数部第2位とし、より細かくするものです。

附則は施行期日を定めたもので、平成30年4月1日とするものです。

次に、那珂川町法定外公共物管理条例の改正については、町が管理する認定外道路及び水道の使用料について、那珂川町道路占用料徴収条例で定められている占用料金と同額としたく、別表中、区分、範囲及び金額をそれぞれ那珂川町道路占用料徴収条例の別表に定めるものとするほか、備考中、使用料及び採取料の面積の単位を整数部第1位から少数部第2位とし、より細かくし、あわせて採取料について、消費税額を消費税法に規定する額とするものです。

附則は施行期日を定めたもので、平成30年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第35号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 那珂川町法定外公共物管理条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第37、議案第37号 那珂川町林業者等定住化促進施設条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第37号 那珂川町林業者等定住化促進施設条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町林業者等定住化促進施設は、住民の交流と定住化の促進を目的に昭和58年に芝生広場及び運動広場が整備され、ミニゴルフ場、ゲートボール場として使用されてきましたが、近年は娯楽の多様化や競技人口の減少から、利用はない状況でありました。今後も使用は見

込めないことから、高台の立地条件を活かした民間活用を進めるため、用途を終了し、施設を廃止するものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号 那珂川町林業者等定住化促進施設条例の廃止については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号～議案第42号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第38、議案第38号 平成29年度那珂川町一般会計補正予算（第6号）の議決について、日程第39、議案第39号 平成29年度ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第40、議案第40号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決について、日程第41、議案第41号 平成29年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第42、議案第42号 平成29年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、以上5議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第38号から議案第42号、平成29年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告に伴う職員人件費や国・県支出金の追加認定になったもののほか、年度末を迎え各種の事務事業費が確定、または見込みがついたものなど、最終的な調整を行い、補正予算を編成いたしました。また、本年度予算化した事業は、おおむね完了する予定ですが、今回補正する事業のほか、一部年度内に完了とされない事業がありますので、繰越明許費として、平成30年度に繰り越すことといたしました。

次に、歳入の主なものを申し上げますと、町税は法人税及び固定資産税の増額など、決算見込みにより8,000万円を増額、地方消費税交付金は、地方消費税交付金のほか、社会保障財源交付金の確定見込みによるもので、6,000万円を減額。地方交付税は、普通交付税の確定によるもので、2億3,779万円を増額。国庫支出金は、学校施設環境改善交付金の追加認定のほか、地方道路交付金事業や児童手当給付事業など、各種事務事業の確定等により4,945万2,000円を増額するものです。

県支出金は、農業基盤整備促進事業や畜産担い手育成総合整備事業など、各種事務事業の確定等により、4,331万円を減額するものです。

寄附金は、ふるさと納税による寄附金や一般寄附など2,641万4,000円を増額するものです。

繰入金のうち、基金繰入金は、当初予算等において予算措置をしておりました地域振興基金、合併振興基金などを精査の上、1億266万4,000円を減額するもの、特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の平成28年度精算確定に伴う繰入金です。

繰越金は、前年度繰越金で1億3,860万5,000円を増額であります。

町債は、国庫補助事業の追加認定となった事業に伴う増額のほか、各事業の執行状況、国・県補助金の確定状況、基金の充当などを精査して、1億5,697万円を増額することといたしました。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は教育費で、国の補正予算による学校施設整備費のほか、学校給食センター設備改修工事費など3億9,224万2,000円を計上しました。

第2は総務費で、各種事務事業の確定等により精査するもののほか、今後の財政需要に備えるための地域振興基金積立金など、2億928万4,000円を計上しました。

減額が多いものでは、土木費で、地方道路交付金事業費や地籍調査推進事業費など6,580万3,000円の減額を計上しました。また、農林水産業費は、農業基盤整備促進事業や中部中山間地域総合整備事業の確定により4,601万3,000円の減額を計上しました。

このほか議会費、民生費、衛生費、商工費などについても本年度予算化した事務事業を精査し、予算措置をいたしました。

その結果、補正額は4億9,500万円の増額となり、補正後の予算総額は88億3,800万円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は、事業費の確定により、ケーブルテレビ施設管理運営費を減額するものであります。これに伴い、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金を減額することといたしました。

その結果、補正額は2,000万円の減額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は4億6,970万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、保険給付費を増額するほか、事業費の確定により、共同事業拠出金などを減額するものであります。これに伴い、国庫支出金、前期高齢者交付金、繰入金及び繰越金を増額し、国民健康保険税、療養給付費交付金、県支出金及び共同事業交付金は減額することといたしました。

その結果、補正額は1,400万円の減額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は25億6,835万2,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、保険料負担金の確定により、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するほか、事業の見込みにより、後期高齢者健診事業費を減額するものであります。これに伴い、後期高齢者医療保険料、繰越金及び諸収入を増額し、一般会計繰入金は減額することといたしました。

その結果、補正額は1,000万円の増額となり、補正後の予算総額は2億760万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、保険給付費や基金積立金のほか、過年度精算分などを計上するものであります。これに要する財源は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金、繰越金などを充てることといたしました。

その結果、補正額は7,800万円の増額となり、補正後の予算総額は19億950万円となりま

した。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 一般会計補正予算について補足説明申し上げます。

補正予算書の6ページをごらんください。

第2表、繰越明許費であります、国の補正予算に係るものや事業の一部に本年度内の支出が見込めないものであります。

2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業は、地方公共団体情報システム機構への事務委任に係る交付金で169万5,000円。

5款農林水産業費、1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業は農業の担い手を確保するため、機械の導入等に係る補助金で460万円。2項林業費、林道維持管理事業は、林道滝ヶ沢線の改修工事に係る経費で1,464万9,000円。

7款土木費、1項土木管理費、住宅・建築物耐震改修等事業は一般住宅の耐震建てかえに係る補助金で170万円。2項道路橋りょう費、地方道路交付金事業は町道76号線及び町道と見立野線の道路改良に係る経費のほか、大松橋の橋梁長寿命化に係る経費で8,500万円。

9款教育費、2項小学校費、馬頭小学校施設整備事業は大規模改修に係る経費で2億円、3項中学校費、馬頭中学校施設整備事業はエアコン設置工事に係る経費で8,100万円、小川中学校施設整備事業はエアコン設置工事に係る経費で6,300万円、5項保健体育費、学校給食センター設備改修事業は食器・食缶洗浄機改修等に係る経費5,070万円で、本年度内の支出が見込めないため平成30年度に繰り越しをするものであります。

7ページをごらんください。

第3表、地方債補正であります、1、追加として、中学校整備事業の限度額を8,000万円とするもの。2、廃止は、事業実施の見直しにより農道整備事業の限度額400万円を廃止するもの。3、変更につきましては、事業費がおおむね確定したことにより増減するもので、地域医療確保事業は3,230万円を増額し、限度額を6,730万円とするもの。道路整備事業は700万円を減額し、限度額を1億6,300万円とするもの。消防施設整備事業は900万円を減額し、限度額を2,000万円とするもの。小学校整備事業は9,300万円を増額し、限度額を1億300万円とするもの。臨時財政対策債は額の確定に伴い2,833万円を減額し、限度額を2億

7,167万円とするものであります。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

12ページをごらんください。

1款町税、1項2目法人税の補正額は3,000万円の増で、企業における決算見込みの増によるもの。2項1目固定資産税の補正額は6,000万円の増で、償却資産の増によるもの。4項1目町たばこ税の補正額は1,000万円の減で、たばこの売り上げ減少によるものであります。

4款配当割交付金、1項1目配当割交付金の補正額は300万円の減で、交付見込み額の減によるものであります。

6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金の補正額は6,000万円の減で、交付見込み額の減によるものであります。

8款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金の補正額は200万円の増で、交付見込み額の増によるものであります。

13ページに入ります。

10款地方交付税、1項1目地方交付税の補正額は2億3,779万円の増で、普通交付税の確定により増額するものであります。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金の補正額は236万5,000円の減で、事業費の確定によるもの。2項1目民生費負担金の補正額は120万円の増で、放課後児童クラブ利用者の増によるもの。2目土木費負担金の補正額は280万円の減で、事業費の確定によるものであります。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は693万4,000円の減で、保険基盤安定費のほか、事業費の確定によるものであります。2項1目総務費国庫補助金の補正額は504万2,000円の減で、地方創生推進交付金事業及び個人番号カード交付金の確定によるものであります。2目民生費国庫補助金の補正額は34万5,000円の減で、子ども・子育て支援交付金の確定によるもの。

14ページに続きます。

4目土木費国庫補助金の補正額は5,319万7,000円の減で、地方道路交付金事業費のほか、地域住宅交付金事業費、住宅・建築物耐震改修等事業費の確定見込みによるもの。5目教育費国庫補助金の補正額は1億1,497万円の増で、学校施設環境改善交付金の追加認定のほか、事業費の確定によるものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は378万1,000円の減で、保険基盤安定費のほか、各事業費の確定によるもの。2目土木費県負担金の補正額は475万2,000円の減で、地籍調査事業費の確定見込みによるもの。2項2目民生費県補助金の補正額は9万5,000円の減で、こども医療費、ひとり親家庭医療費、子ども・子育て支援交付金の確定見込みによるもの。4目農林水産業費県補助金の補正額は3,401万3,000円の減で、機構集積支援事業費のほか、各事業の確定によるものであります。

15ページに入ります。

5目商工費県補助金の補正額は201万2,000円の増で、消費者生活活性化事業が追加認定になったもの。6目土木費県補助金の補正額は253万5,000円の減で、民間住宅耐震改修助成事業の確定見込みによるもの。3項1目総務費委託金の補正額は14万6,000円の減で、衆議院議員総選挙費の確定によるものであります。

17款寄附金、1項2目総務費寄附金の補正額は2,549万円の増で、ふるさと納税寄附金の増によるもの。2目民生費寄附金の補正額は56万9,000円の増で、社会福祉費寄附金の増に伴う福祉基金に係るもの。4目教育費寄附金の補正額は35万5,000円の増で、一般寄附金の増に伴う奨学基金、教育文化基金等に係るもの。

16ページに入ります。

18款繰入金、1項3目地域振興基金繰入金の補正額は5,000万円の減。4目福祉基金繰入金の補正額は2,000万円の減。5目奨学基金繰入金の補正額は266万4,000円の減で、貸付金及び給付金の確定により減額するもの。7目合併振興基金の補正額は3,000万円の減であります。2項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は49万9,000円の増で、平成28年度事業精算確定による一般会計への返納金。2目介護保険特別会計繰入金の補正額は756万4,000円の増で、平成28年度事業精算確定による一般会計への返納金であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1億3,860万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、3項2目奨学金貸付金元利収入の補正額は179万3,000円の増で、奨学金の繰上償還によるもの。

17ページに入ります。

5項3目過年度収入の補正額は217万1,000円の増で、過年度分児童手当交付金のほか、過年度分社会福祉費県負担金。4目雑入の補正額は468万1,000円の増で、栃木県市町村振興協会市町村交付金の確定によるものであります。

21款町債、1項2目衛生債の補正額は3,230万円の増で、地域医療確保事業に係るもの。3目農林水産業債の補正額は400万円の減で、農道整備事業に係るもの。4目土木債の補正額は700万円の減で、道路整備事業に係るもの。5目消防債の補正額は900万円の減で、消防施設整備事業に係るもの。6目臨時財政対策債の補正額は2,833万円の減で、額の確定によるものであります。7目教育債の補正額は1億7,300万円の増で、小学校整備事業及び中学校整備事業に係るものであります。

18ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は29万2,000円の増で、議員人件費は支給率の改定に伴う期末手当の増、職員人件費は人事院勧告に伴う給与改定等によるものであります。なお、職員人件費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定等によるものでありますので、以降、説明を一部省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は1,760万6,000円の増で、特別職人件費は支給率の改定に伴う期末手当の増、職員人件費は職員人件費及び退職手当特別負担金を増額するもの。3目会計管理費の補正額は19万7,000円の増で、職員人件費を増額するもの。6目公共交通確保対策事業費の補正額は1,300万円の増で、公共交通確保対策事業費は生活バス路線運行維持費、デマンド交通運行事業費の確定によるもの。2項1目企画総務費の補正額は1,486万円の減で、職員人件費の増額のほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は指定管理及び機器更新業務委託の確定により繰出金を減額するもの。

19ページに続きます。

2目まちづくり費の補正額は6万6,000円の減で、地域おこし協力隊事業費は隊員の活動費を増額するもの。まちづくり諸費はツール・ド・とちぎ負担金の確定によるもの。4目財政調整基金等費の補正額は2億609万1,000円の増で、地域振興基金費はふるさと納税による寄附金及び基金利子相当分の積み立てのほか、今後の財政負担に備えた積み立てを計上するもの。合併振興基金費は基金利子相当分を積み立てるもの。3項1目税務総務費の補正額は56万7,000円の増で、職員人件費を増額するもの。4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は462万3,000円の減で、職員費の増額のほか、個人番号カード交付事業費の確定によるもの。

20ページに続きます。

5項2目町長選挙費の補正額は673万1,000円の減で、町長選挙費の確定によるもの。3目衆議院議員総選挙の補正額は30万5,000円の減で、衆議院議員総選挙費の確定によるもの。

4目町議会議員補欠選挙費の補正額は159万2,000円の減で、町議会議員補欠選挙の確定によるものであります。

21ページに入ります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は3,292万9,000円の増で、職員人件費の増額のほか、民生委員活動費は民生委員推薦会の開催に伴う費用の増。福祉基金費はふるさと納税及び一般寄附による寄附金のほか、基金利子相当分を積み立てるもの。国民健康保険特別会計繰出金は財政安定化支援事業分の増によるもの。後期高齢者医療費は保険基盤安定費及び事務費繰り入れ等の確定によるもの。後期高齢者医療広域連合負担金は事務費負担金確定によるもの。福祉諸費は臨時給付金事業における過年度返納金を計上するもの。2目障害者福祉費の補正額は756万円の増で、障害者福祉諸費は各給付費における過年度返納金を計上するもの。3目老人福祉費の補正額は197万円の増で、介護保険特別会計繰出金は介護給付費の増により繰出金を増額するもの。老人福祉諸費は低所得者利用負担対策事業における過年度返納金を計上するもの。

22ページに続きます。

2項1目児童福祉総務費の補正額は48万3,000円の増で、職員人件費を増額するもの。2目認定こども園費の補正額は3,117万3,000円の減で、職員人件費を増額するほか、各認定こども園費は事業費確定見込みによるもの。認定こども園諸費は臨時雇い賃金の確定見込みによるもの。3目児童措置費の補正額は1,321万8,000円の減で、職員人件費を増額するほか、児童手当支給事業費、放課後児童クラブ運営事業費、児童措置諸費は事業費確定見込みによるもの。4目母子福祉費の補正額は590万円の増で、こども医療費、ひとり親家庭医療費は事業費確定見込みによるものであります。

23ページに入ります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は69万円の増で、職員人件費を増額するもの。2目予防費の補正額は400万円の減で、母子保健事業費は妊産婦健診、予防接種等の減によるもの。4目環境衛生費の補正額は26万6,000円増で、職員人件費を増額するものであります。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費の補正額は211万5,000円の減で、農業委員会活動費は非常勤職員報酬の減によるもの。機構集積支援事業費は事業費の確定によるもの。

2目農業総務費の補正額は59万2,000円の増で、職員人件費を増額するもの。3目農業振興費の補正額は284万5,000円の増で、担い手確保・経営強化支援事業は機械の導入等に係る

補助金が追加認定となったもの。農業振興諸費は事業費の確定によるもの。4目畜産業費の補正額は593万5,000円の減で、畜産振興事業費は畜産担い手育成総合整備補助金の確定によるもの。

24ページに続きます。

5目農地費の補正額は2,598万9,000円の減で、町単農村振興事業費は白久地内の暗渠排水に係る経費を計上するもの。農業基盤整備促進事業は事業費の確定によるもの。農地諸費は塩那台地地区の基幹水利施設管理事業に係る経費を計上するもの。7目中山間地域総合整備事業費の補正額は750万円の減で、事業費の確定によるもの。2項2目林業振興費の補正額は791万1,000円の減で、林道維持管理費は事業費の確定見込みによるもの。とちぎの元気な森づくり事業費は里山管理事業、里山整備事業の確定によるものであります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は29万1,000円の増で、職員人件費を増額するもの。2目商工業振興費の補正額は120万円の増で、消費者行政費は消費者啓発事業費が追加認定になったもの。企業誘致推進費は雇用促進奨励金を計上するもの。

25ページに続きます。

3目観光費の補正額は210万円の増で、ふるさとの森公園管理費はのり面復旧工事に係る費用を計上するもの。扇の館管理費は公衆便所の改修工事に係る費用を計上するものであります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は701万1,000円の減で、職員人件費を増額するほか、住宅・建築物耐震改修等事業費は事業の確定見込みによるもの。2目地籍調査事業費の補正額は619万2,000円の減で、職員人件費を増額するほか、事業費の確定見込みによるもの。2項3目道路新設改良費の補正額は5,400万円の減で、地方道路交付金事業費は事業費の確定見込みによるもの。

26ページに続きます。

3項1目砂防費の補正額は140万円の増で、急傾斜崩壊対策事業費は県実施工事に伴い負担金を計上するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は56万円の増で、特別職人件費の減額のほか、職員人件費を増額するもの。奨学金運営費はふるさと納税による寄附金及び基金利子相当分を積み立てるほか、奨学金貸付者の確定によるもの。菊池俊男奨学金運営費は奨学金貸付者の確定によるもの。2項1目学校管理費の補正額は383万4,000円の減で、小学校統廃合準備費はスクールバス購入費の確定によるもの。

27ページに続きます。

3目学校施設整備費の補正額は2億円の増で、馬頭小学校施設整備事業費は特別教室棟大規模改修工事費が追加認定になったもの。3項3目学校施設整備費の補正額は1億4,400万円の増で、馬頭中学校施設整備費及び小川中学校施設整備費はエアコン設置工事が追加認定になったもの。4項1目社会教育総務費の補正額は290万2,000円の増で、職員人件費の増額のほか、教育文化基金費はふるさと納税などの寄附金のほか、基金利子相当分を積み立てるもの。3目図書館費の補正額は114万7,000円の増で、職員人件費の増額のほか、図書館管理運営費は馬頭図書館の屋根修繕工事費を計上するもの。4目文化費の補正額は315万円の減で、文化財費は国宝重要文化財等保存整備事業の確定によるもの。

28ページに続きます。

5目美術館費の補正額は17万円の増で、職員人件費を増額するもの。6目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は11万4,000円の増で、職員人件費を増額するもの。5項1目保健体育総務費の補正額は12万4,000円の増で、職員人件費を増額するもの。3目給食センター費の補正額は5,020万9,000円の増で、職員人件費の減額のほか、学校給食センター管理運営費は食器・食缶洗浄機更新及び床改修工事の経費を計上するものであります。

30ページからは、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金の補正額は40万円の減で、新規加入者の減によるものであります。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は422万9,000円の減で、加入者の減及び減免対象者の増によるものであります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は1,537万1,000円の減で、一般会計からの繰入金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は2,000万円の減額です。職員人件費は10万8,000円の増で、給与改定によるもの。ケーブルテレビ施設管理運営費委託料は2,010万8,000円の減で、事業費確定に伴い減額するものであります。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税の補正額は1,400万円の減、2目退職被保険者等国民健康保険税の補正額は965万円の減で、一般被保険者及び退職被保険者ともに被保険者数の減によるものです。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金の補正額は1,413万3,000円の増で、一般療養給付費の増によるものです。2目高額医療費共同事業負担金の補正額は139万9,000円の減、3目特定健康診査等負担金の補正額は7万円の減で、ともに事業費負担金の確定によるものです。

9ページに入ります。

同じく2項1目財政調整交付金の補正額は756万7,000円の増で、一般療養給付費の増によるもの。2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の補正額は224万1,000円の増で、関係するシステム改修事業費の確定によるものです。

5款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金の補正額は4,496万6,000円の減で、退職者医療交付金の確定によるもの。

6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金の補正額は4,874万5,000円の増で、前期高齢者交付金の確定によるものです。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業費負担金の補正額は139万9,000円の減で、県費負担金の確定によるものです。2目特定健康診査等負担金の補正額は7万円の減で、国庫負担金同様、事業費の確定によるものです。

8款共同事業交付金、1項2目保険財政共同安定化事業交付金の補正額は9,787万5,000円の減で、保険財政共同安定化事業拠出金の減によるものです。

10ページに移ります。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は1,000万円の増で、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金はそれぞれ精算見

込みにより法定内繰り入れをお願いするものです。

11款繰越金、1項2目その他繰越金の補正額は7,274万3,000円の増で、前年度繰越金です。

11ページ、歳出に入ります。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費の補正額は8,054万3,000円の増で、療養給付費等の増によるもの。2目退職被保険者等療養給付費の補正額は1,000万円の減で、退職被保険者数の減によるものです。3目一般被保険者療養費の補正額は300万円の増で、療養費の増によるもの。2項1目一般被保険者高額療養費の補正額は350万円の増で、高額療養費の増によるものです。

3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金の補正額は1,256万5,000円の減。

6款介護納付金、1項1目介護納付金の補正額は1,216万3,000円の減で、ともに拠出金の確定によるものです。

12ページに移ります。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金の補正額は949万4,000円の減、4目保険財政共同安定化事業拠出金の補正額は7,315万5,000円の減で、ともに拠出金の確定によるものです。

11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金の補正額は1,633万4,000円の増で、平成28年度療養給付費の精算による返納金です。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は574万6,000円の増、2目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は193万7,000円の増で、ともに保険料の精査によるものです。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金の補正額は575万円の減で、健診事業費等事務費の精算見込みによるもの。2目保険基盤安定繰入金の補正額は144万7,000円の減で、保険基盤安定負担金の確定によるものです。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は826万4,000円の増で、前年度繰越金です。

5款諸収入、3項3目後期高齢者健診事業負担金の補正額は125万円の増で、後期高齢者医療広域連合からの健診事業負担金の確定によるものです。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は100万円の減で、業務委託料の減によるものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は1,400万円の増で、保険料負担金の増によるものです。

3 款後期高齢者健診事業費、1 項 1 目後期高齢者健診事業費の補正額は350万円の減で、健診受診者数の減によるものです。

4 款諸支出金、2 項 1 目繰出金の補正額は50万円の増で、前年度医療費精算に伴う一般会計への繰出金です。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

8 ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から申し上げます。

1 款介護保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料の補正額は664万2,000円の増で、第 1 号被保険者の特別徴収該当者数の増による増額です。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は482万円の増、2 項 1 目調整交付金の補正額は230万円の増で、介護サービス給付費の増による負担割合分の増額です。2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は47万2,000円の減、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は12万2,000円の減で、地域支援事業費の減による負担割合分の減額です。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金の補正額は1,040万7,000円の増で、介護サービス給付費の増による負担割合分及び平成28年度の精算による追加交付分による増額です。2 目地域支援事業交付金の補正額は13万6,000円の減で、地域支援事業費の減による負担割合分の減額です。

9 ページ、5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は469万8,000円の増で、介護サービス給付費の増による負担割合分の増額です。2 項 2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は23万8,000円の減で、地域支援事業費の減による負担割合分の減額です。

6 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金の補正額は 2 万 6,000 円の増で、介護給付費準備基金の利子分です。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金の補正額は 352 万 8,000 円の増で、介護サービス給付費の増による町負担分の増額です。3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は 23 万 8,000 円の減で、地域支援事業費の減による町負担分の減額です。4 目保険料軽減事業繰入金の補正額は 5 万 9,000 円の増で、保険料第 1 段階の軽減を行うため、一般会計から繰り入れするもので、該当被保険者の増による増額です。5 目その他一般会計繰入金の補正額は 140 万円の減で、一般管理費の減に伴う一般会計から繰入額の減です。

10 ページです。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は 4,812 万 6,000 円の増で、前年度繰越金です。

11 ページ、歳出に移ります。

1 款総務費、3 項 2 目認定調査等費の補正額は 140 万円の減で、認定調査員等の臨時職員賃金及び主治医意見書手数料の減です。

2 款保険給付費、1 項 2 目地域密着型介護サービス給付費の補正額は 800 万円の増で、利用者の増によるものです。4 目施設介護サービス給付費の補正額は 2,000 万円の増で、施設入所者の増によるものです。6 目居宅介護福祉用具購入費の補正額は 30 万円の減で、福祉用具購入費用の助成額の減によるものです。7 目居宅介護住宅改修費の補正額は 150 万円の減で、住宅改修費用の助成額の減によるものです。8 目居宅介護サービス計画給付費の補正額は 120 万円の増で、対象者の増によるものです。

12 ページです。

2 項 1 目介護予防サービス給付費の補正額は 70 万円の増、3 目地域密着型介護予防サービス給付費の補正額は 10 万円の増で、いずれも利用者の増によるものです。5 目介護予防福祉用具購入費の補正額は 25 万円の減、6 目介護予防住宅改修費の補正額は 60 万円の減で、いずれも助成額の減によるものです。7 目介護予防サービス計画給付費の補正額は 30 万円の増で、利用者の増による増額です。4 項 1 目高額介護サービス費の補正額は 300 万円の増で、該当者の増によるものです。

13 ページです。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス費の補正額は 50 万円の減で、該当者の減によるものです。6 項 1 目特定入所者介護サービス費の補正額は 100 万の減で、低所得者が施設入所やショートステイを利用する際に食費、居住費の限度額を超えた分の補足給付の減。3 目特定入

所者介護予防サービス費の補正額は40万円の減で、1目と同様のサービスでの要支援1・2の方が利用できるサービスの減額です。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費の補正額は18万5,000円の減で、要支援1・2及び事業対象者の方のホームヘルプサービス及びショートステイの利用の増額、配食サービスの利用者の減額によりトータルで減額です。2目介護予防ケアマネジメント事業費の補正額は30万円の減で、ケアマネジメントを那珂川町地域包括支援センター以外の事業者へ委託する方の減によるものです。

14ページです。

3項1目総合相談事業費の補正額は19万5,000円の減で、相談事業に使用する自動車購入後の不用額の減額です。2目権利擁護事業費の補正額は18万8,000円の増で、後見人に対する報酬を支払うものです。3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は10万円の増で、職員給与の改定による増額です。4目任意事業費の補正額は130万円の減で、自立または要介護1以上の方に対する配食サービスの利用者の減によるものです。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は3,501万8,000円の増で、介護サービス、介護予防サービス給付費の減による余剰分及び基金利子分の積立金です。

7款諸支出金、1項2目償還金の補正額は975万9,000円の増で、28年度分介護給付費及び地域支援事業費に対する国及び県負担金の精算による返納金です。

15ページです。

2項1目繰出金の補正額は756万5,000円の増で、同じく28年度分介護給付費、地域支援事業費及び事務費負担に対する一般会計繰入金の精算による返納分です。

16ページからは、今回の補正に係る給与費明細書になっておりますので、ごらんください。

以上で一般会計及び特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は14時40分といたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑に当たっては、会計名及びページをお知らせください。

質疑はありませんか。

14番、小川洋一君。

○14番（小川洋一君） それでは、一般会計補正予算、まず15ページです。寄附金、1項2目総務費、ふるさと納税寄附金2,549万、これは何人くらいの方が寄附をしていただいたか。多分1万円の方も2万円の方もいろいろいると思うんですけど、人数で結構でございますから、何人いるかということをお願いします。

続きまして、18ページです。1項1目職員人件費、先ほど退職手当負担金ということをおっしゃいましたが、この退職者は何人くらいいるのか、人数をお知らせ願います。

続きまして、23ページです。1項3目農業振興費、経営強化支援事業460万ということが書いてあります。先ほどの説明だと、機械を買ったということなんですけど、その機械購入の補助金は、割合はどのくらいの割合まで出せるんでしょうか。

続きまして、27ページです。教育費、3項3目、馬頭中学校と小川中学校、これはエアコン整備ということの説明されました。エアコン、どちらの中学校も何台くらいあって、これで十分なエアコンが間に合うのかどうか。設置ですね、何%くらいになる、設置率ですね、何%になっているか。

続きまして、その下、教育費、4項1目教育文化基金費、これですね、先ほどふるさと納税を含めて基金に積み立てたと言いますけど、ふるさと納税は265万のうちどのくらいの割合でこのふるさと納税が入っているか。

それと、その下ですね、文化費、先ほど国庫補助金が減らされたということで、調査が国宝の修理改善ということをおっしゃいました。この調査が半分になったわけですが、これはことしに継続されるのかどうか。

最後に、その後ろ、学校給食センター管理費5,000万です。これ聞くとところによると、食器・食缶洗浄機を入れるということをおっしゃいます。なぜ今になってこれを入れるか、5,000万ですね。そのことについてお願いします。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 1点目のふるさと納税についてお答えをいたします。

現時点、2月末時点では1,201名から寄附をいただいております。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 本年度末の職員退職者数は20名を予定しております。うち5名が再任用職員の退職となり、一般職員の退職者は15名となります。その退職手当の負担金となっております。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 先ほどの23ページ、農業振興費、担い手確保・経営強化支援事業ですが、これは米麦用の収穫機械の導入事業で、補助率は2分の1となっております。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 3項1目学校施設整備費、馬頭中学校、それから小川中学校の施設整備ということで、エアコンの設置台数とその設置率ということなのですが、今回、以前各小学校に入れたものと同じように、原則普通教室、それから特別教室について、一応今回も中学校のほうも予定しております。正確な数字については今ちょっと即答できませんが、基本的な考え方として、そんなことで一応考えております。

また、設置率といたしましたのは、那珂川町の小・中学校全体での設置率が何%ということでしょうか。中学校のほうのエアコンが整備されれば、100%ということになります。

もう一つ、一番最後のほうの給食センター費ということで、学校給食センター管理運営費ということで、食器・食缶洗浄機の更新、それから床の改修工事ということで、今回補正をとらせていただきました。

なぜ今なのかということで、給食センターにおいては平成4年、センターが建設されております。建設当時から25年が経過しているということで、食器洗浄機についても洗浄能力がかなり低下をしているということで、これは数年前から、その都度、洗い残しがないかどうか、そういったのを目視確認をしながらやっておりました。

県の健康福祉センターのほうの感染症予防機動班の検査もございます。そういった中でも非常にたんぱく質なり何なり、でん粉なり、そういったものがついたまま残ってしまう確率が高いということで指摘をされております。

本来であれば、振興計画上は平成30年度に予定をしておりました。今回の食缶を製造して、それから設置するという、その工程については、学校の給食の提供の必要のない夏休みを利用するというを基本にちょっと考えております。そういった形で考えた場合に、当初予

算で計上したのでは、個々の食器洗浄機類の製造から搬入、それから床改修工事を含めるとちょっと期間が難しいということで、今回、3月補正ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（益子雅浩君） 教育文化基金費の265万円の積み立てのうち、ふるさと納税分は幾らかということですが、ふるさと納税分は231万円でございます。

文化財費の減額に伴いまして、国宝重要文化財等の整備は今後も継続するかというご質問ですが、平成30年度以降も継続して実施してまいります。補助金につきましても前年度並みに獲得できるよう要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 14番、小川洋一君。

○14番（小川洋一君） 2回目の。ふるさと納税が1,200人からの納税者がいる。喜ばしいことですが、ふるさと納税の一番のあれは、見返りだと思うんですけど、その見返りのほうの、例えばですね、特産品であるフグ、イノシシ、そういうところでまだホンモロコという、この特産品としてやっているんですけど、そのホンモロコあたりのふるさと納税返礼品ということは考えているのかどうかですね。

続きまして、エアコンの件なんですけど、中学校は100%ということになっているんですけど、小学校のほうはどのくらいになっているんでしょうか。小学校も100%ですか、わかりました。

それと、米麦管理、これは2分の1ということで、460万、これ半分だと900万からの機械が買えるということなんですけど、多分この方はかなり大きい、大農家だとは思いますが、これはある程度、ポイント制とか何とかというのはあるんでしょうか。希望によって出せるのかどうか。それですね。

それと、教育文化基金231万、これあるんですけど、これ総額としては今どのくらい持っているんですか。そのことについてお願いします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 1点目のふるさと納税の返礼品関係でございますが、ホンモロコを提供してはというご提案でございますが、事業者のほうとの話でそういった話があったことも事実なんですけど、量の問題とか、それぞれ組合をつくってございまして、個別に、現

在6カ所ですか、生産者がございます、そういったことで調整が整えば、返礼品等も考えていきたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） この種の補助は一定の面積をつくっている方に対してこういう機械が必要ですよというわけではありませんで、その方の経営規模や、あとは作業、受託の割合、それと水田の畑地化とか、そういうものをポイント化したもので該当するというふうなもので対象になります。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（益子雅浩君） ふるさと納税231万円ということでしたが、教育文化基金費265万円の積み立てでということでお答えしたいと思います。

教育文化基金につきましては、平成28年度に7,765万4,006円の残高でございました。今回265万の補正をお願いしまして、当初予算と合わせまして305万円の積み立てとなります。これを合わせますと、今年度末には8,090万4,000円になる見込みであります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかにありませんか。

7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） 22ページ、放課後児童クラブ運営事業費が減額、866万5,000円と額が大きいんですけども、これは計画に対してどれほど児童数が減少したのか、1点。

24ページ、とちぎの元気な森づくり事業費が、これも減額、724万1,000円がありますけれども、この事業は当初どういう事業を上げて、どれができなかったのか伺います。

同じ24ページですけども、ふるさとの森公園管理費が100万円出ております。一般質問の中でも取り上げましたけれども、この100万円というのはどういった、こののり面の復旧作業地だけなのか、私はこのふるさとの森を見て回った上で一般質問に取り上げたわけがございますけれども、この内容につきまして伺いたいというふうに思います。

それから、同じ24ページに中部中山間地域総合整備事業費がございます。減額750万円ということなんですけれども、これ全体事業に対しまして、まだまだやらずにやらないのがたくさんございます。あの辺を見て回りますと、まだまだ工事途中のものがございましてけれども、全体事業でどういった割合になっているのか。その上で、こういった減額が出るのかですね、そういった内容につきまして伺いたいと思います。

それから、この一覧表に出ております繰越明許費について伺います。

○議長（塚田秀知君） 何ページですか。

○7番（大森富夫君） 6ページです。

繰越明許費が表として出されておりますけれども、この中を見ますと、果たして繰り越しというよりはですね、単年度できちんときちんとやっていったほうがよいかないというふうなものも見えますし、なぜこんな、例えば小学校設備事業費にしまして、2億円でしょう、これ。こういった額が繰越明許費になっているわけです。果たしてこういった計上されるものが妥当なものかどうかということ疑問に思うんですけれども、それぞれどんな理由で繰越明許になるのか伺っておきたいと思います。

以上、5点をお願いします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 質問の1点目の放課後児童クラブの減額の補正についてお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、馬頭放課後児童クラブの仮設保育室のリース料の関係であります。こちらにつきましては、馬頭小学校の大規模改修に伴いまして、放課後児童クラブを仮設の保育室で、リース料ということで当初1年間ということで予算をとっておりましたけれども、大規模改修のほうが特別教室をまぜて2年間にわたるということになりました、2年分のリース料ということで今回減額をするものであります。当初2,342万5,000円だったものが1,476万ということで減額になったものです。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） とちぎの元気な森づくり事業費の減額は、委託業務の執行残と、それとこの森づくりは里山の整備ということで、管理事業と整備事業という2通りでやっております。管理事業が1ヘクタール当たり5万円の事業費と、整備事業が1ヘクタール25万円の事業費で行っております。その関係の整備事業地域において、一部取りやめがありましたので、その関係で執行残が大きな金額となっております。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 25ページのふるさとの森公園管理費のほうなんですけれども、ふるさとの森に入るところですね、風土記の丘資料館と入口のあれ、池があると思うんですけれども、池の下ののり面が崩れたもんですから、その入り口の、風土記の丘資料館と入り口の間の池の境が、のり面が崩れたもんですから、この改修ということでございます。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 中部中山間地域総合整備事業費の減額は、これ河川改修と一体でやっておりますので、土木関係の河川改修の区域が縮小されまして、それに伴いまして整備区域を縮小したために、町の負担金を減額しております。

○議長（塚田秀知君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時02分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 5点目の繰越明許関係についてご説明を申し上げます。

先ほど町長の提案の中、また私の説明の中でも申し上げましたように、今回の国の補正予算にかかわるもの、それから年度内に事業の一部が執行が見込めないものについて今回繰越明許費として提案したものでございます。

主なものはそういう形で、特に農業費、それから小学校費、中学校費につきましては、国の今回の補正予算に基づきまして交付が決定したものですから、町としても今回の補正に計上し、今年度1カ月では執行ができませんので、次年度にわたり繰越明許費として使用したいということです。

総務費の戸籍住民関係につきましても、こちらは負担金として納めるものなんですが、国のほうが決まらないということで、負担がまだできないということです、次年度に向けて行っていくということでございます。

その他につきましては、年度内に完了しないということで、特に学校給食センターでは、先ほど小川議員の質問にお答えしましたように、夏休みの工事に向けて今回3月補正でお願いしたものですので、今後の支出になりますので、繰越明許費としてお願いしたいと考えております。

それから、道路橋りょう費につきましては、昨日ですか、ちょっとお話がございましたように、建設会社の事業停止ということに基づきまして、執行できない部分につきましては、再度入札に付すなり、そういった対応が必要でございますので、繰り越しをして、国の補助

金につきましては29年度でついておりますので、繰り越しをして30年度にかけて執行したいということでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） 1番の放課後児童クラブの22ページの件ですけれども、そういうことでリース料の話になりますけれども、名目だけ見るとわからないもんですから。そうすると、実際にはですね、実際の児童数のことを私聞きたいわけですよ。大規模改修工事をやっている中で、そういうところに通うという子供たちは、それはどういうふうになっているのかということを知りたかったわけで、866万5,000円もの減額ということで、そういうところで結びつけた、何か、相当の減少がというような感じも受けちゃうもんですから聞いたわけなんで、実数をちょっと伺います。

それから、2点目のとちぎの元気な森づくりですけれども、減額724万1,000円と委託費の執行残ということでもありますけれども、そうしますと、執行残ということですから、この交付金事業ということなんで、本来ならば満額使ってしかるべきだと思うんですけれども、これは執行残については、今度はどういうふうに取り扱うのか。事業そのものがですね、本当はもっともっとやってもらいたいところはいっぱいあるわけですね。私は前々から、竹の整理を提起していますけれども、とちぎの元気な森づくりでもって、河川のところにも生えているのもそうなんですけれども、竹をきれいにしてほしいと。これ住民からの要望があるんですよ。そういう執行残が出るようなことになるならば、そういうところに目をつけて、どんどんきれいにしていってもらいたいと思うんですが、そういう点では、執行残を出さないような取り組みにはならなかったのかどうか伺います。計画に対してどういうふうな事業になったのかということです。

それから、中部中山間地域の点では、私、一般質問で佐藤建設の件を伺うということで、企画財政課長からありましたけれども、この道路橋りょう費8,500万、ほかの3事業も関係して、一般質問のときにもちょっと触れましたけれども、この8,500万繰越明許費、もう少し内容を伺いながら、その繰越明許費として出した分だけじゃなくて、関係するから伺うわけなんですけれども、中部中山間地域の先ほど伺いました河川改修ということも入っておりますけれども、この佐藤建設の……

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君に申し上げます。簡潔明瞭に質問してください。また、個人名は控えていただきたいと思います。

○7番（大森富夫君） 新聞に載っているから出したわけなんですけれども、じゃ、いいです、それは言いません、今後言いません。この事業費との関係でどういうふうに整理していくのか、特に心配しているのは、一般質問のときにもちょっと触れました、通行どめになっているということの解決の方法ね、言いましたけれども。それを、いいですよ、個人名を出さなくてもね。よく説明、納得、住民にね、その心配のないような形で説明をしていただきたいというふうに思います。

これは繰越明許費、4番目の点も触れますので、あわせてお願いします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲澤正広君） 放課後児童クラブの実数ということですが、現在、放課後児童クラブの登録している子供の数については81名です。馬頭が47名、小川が34名ということになっております。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 繰越明許費の8,500万円についてご説明をいたします。

このうち5,200万につきましては、2月に成立しました国の補正予算の関係で計上しております。残りの3,300万につきましては、今回の件で工事ができなかった部分の工事費を3,300万、合わせまして8,500万を来年度へ繰り越すという形にしております。

また、通行どめと言われた件なんですけれども、それは和見立野線の件でしょうか。

その和見立野線につきましては、きのうから現場のほうに入りまして、12日までが工期ですので、12日までには安全に通行ができるよう、開放できるよう、現在措置をしております。

○議長（塚田秀知君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 執行残につきましては、一度県のほうに吸い上げをしまして、また全体の配分をするというようなやり方をやっております。

それと、まだまだやらなければならない箇所をやらなかったということにつきましては、30年度はそういうところがないように、地域の方の声を吸い上げて対応してまいりたいと考えます。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） おおむねお聞きして了解をいたしましたので、以上で質疑を終わります。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第38号 平成29年度那珂川町一般会計補正予算（第6号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 平成29年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号 平成29年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第43、議案第43号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第43号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町カタクリ山公園について、平成27年4月1日から現在まで3年間にわたり、特例非営利活動法人山野草保存会を指定管理者として管理を行わせておりますが、平成30年3月31日をもって指定の期間が満了することから、改めて指定するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 補足説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、那珂川町カタクリ山公園であり、指定管理者は、栃木県那須郡那珂川町三輪1151番地4、特定非営利活動法人山野草保存会、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日まで……

○議長（塚田秀知君） 説明中ですが、マイク調整のため休憩します。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時16分

○議長（塚田秀知君） 再開します。説明を続けてください。

○商工観光課長（板橋了寿君） 指定管理者に管理を行わせる公の施設は、那珂川町カタクリ山公園であり、指定管理者は、栃木県那須郡那珂川町三輪1151番地4、特定非営利活動法人山野草保存会であります。

指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間です。

参考資料をごらんください。

1、管理を行わせる施設の概要ですが、施設面積は13万1,477平方メートルであり、平成13年4月、町が公園に指定しております。

園内にある施設は、東屋1棟、休憩所1棟、トイレ1棟で、その他駐車場等であります。

2、指定管理者が行う業務の範囲は、施設の維持管理及び運営に関する業務であり、利用許可に関する業務や許可の取り消し並びに利用の制限等の権限も含むものであります。

3、利用料金収入等の取り扱いにつきましては、指定管理者が条例に規定する額の範囲内で町長の承認を得て定め、収入として収受し、施設の管理運営経費に充てるものであります。

4、指定管理料は施設の管理に必要な経費として年額180万円を限度に年度協定で定め、指定管理者に支払うことといたします。

5、候補者選定の経緯であります。那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第2項及び同条例施行規則第4条第2項の規定により、選定方法は非公募とし、その理由として、特定非営利活動法人山野草保存会はカタクリ山公園の下刈りの時期など、管理のノウハウを熟知しているほか、長年培った経験や山野草に対する知識も豊富であることなどから、現在の指定管理者に通知し、1月22日に申請書を受け付けし、その後書類を審査した結果、指定管理者の候補者として特定非営利活動法人山野草保存会を選定いたしました。

以上で補足説明を終わりにいたします。よろしく申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第44、議案第44号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第44号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館及び那珂川町営温泉源泉施設について、平成18年4月1日から現在までの4期12年間にわたり、株式会社まほろばおがわを指定管理者として管理を行わせておりますが、平成30年3月31日をもって指定の期間が満了することから、改めて指定をするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 補足説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、まほろばの湯湯親館等であり、指定管理者は、栃木県那須郡那珂川町小川1065番地、株式会社まほろばおがわ。指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

参考資料の1ページをごらんください。

1、管理を行わせる施設の概要ですが、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館、那珂川町営温泉源泉施設であり、建築面積等のほか詳細については記載のとおりであります。

2、指定管理者が行う業務の範囲は、(1)施設及び設備等の維持管理に関することについては、施設の適正な管理など、記載の7項目。(2)その他として、緊急時の対応策など、記載の4項目であります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

3、利用料金収入等の取り扱いにつきましては、利用料金制度を採用し、条例の範囲内で利用料金を設定して収入し、管理運営に充当するなど3項目であります。

4、指定管理料につきましては、過去の更新時と同様、支払いはありません。

5、候補者の選定の経緯であります。那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2項及び同条例施行規則第4条第2項の規定により、選定方法は非公募といたしまして、その理由として、株式会社まほろばおがわは、まほろばの湯湯親館等を管理運営するため、町のほか、商工会、農協などが出資して設立した会社であり、平成18年度から指定管理者として12年間にわたって管理運営を行っております。また、温泉事業を通じて、温泉利用者等の健康増進や安らぎと憩いの場を提供するなど、長年の管理運営の実績を踏まえまして、現在の指定管理者に通知し、1月31日に申請書を受け付けし、その後書類を審査した結果、指定管理者の候補者として株式会社まほろばおがわを選定いたしました。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） この会社の役員なんですけれども、どういうふうになっているんでしょうか。それから、その役員においては、役職手当とかそういった報酬支払いとか、そういうことはあるんでしょうか。2点お聞きします。

○議長（塚田秀知君） 休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時26分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 取締役と代表取締役、監査役が2人でございます。

取締役が副町長、それから代表取締役が町長です。監査役は一般の方ですかね、2人。という形ですね。報酬のほうは支払われていないと思います。

○議長（塚田秀知君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時28分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 役員について再度お答えいたします。

代表取締役1人、それから取締役が2人です。監査役が2人ということになっております。報酬はないということで。

充て職でよろしいですか。代表取締役は町長の福島泰夫、それから取締役は農協長の山田さん、あと副町長の岡、監査役は小沼監査役と滝田様です。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） 声が低くて、何か胸張って答えられるようなものになっていないんですけれども、その点です、町長自らですね、きちんと、これは町の税金で建てているわけですし、責任を持ってやっていかなくちやならないわけですから、それは正当ならば堂々と答えていただきたいし、また、違うことを考慮して、もっと民間の、もっとばりばりする人を充ててやるのかどうかというのも含めてお答え願いたいと。この役職等ということでお伺いします。

2点目は、この例年、収支報告書を出しているわけですよ。それで、約1,000万からの赤字を生んでいるわけです。そうしますと、非常に人気のある場所なんですけれども、経営上は非常に危ういような状況になっているのが現実だと思います。そういうことで、手当て

をすとか、この補填等ということを考えていかなくちやならなくなるわけですが、この会社はそういう点ではどういうふうなことを検討されているのか、再質問いたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） この会社は、先ほど商工観光課長が申しあげましたように、町、それから農協、商工会等が出資をしている会社でございます。指定管理者になる前は第三セクターの会社として、発足以来運営をしていました、同じ会社が。それが指定管理者の制度になりまして、引き続き運営をしているところでございます。

しかしながら、先ほど大森議員がおっしゃいましたように、赤字も続いている、そのようなことでございますが、町から補填するような赤字ではございません。ただ、施設が老朽化しておりますので、その修理につきましては、町と会社とで話し合いをしまして、会社が持つ分、あるいは町が持つ分という形で修理をさせていただいております。その場合、町が持つ分につきましては、町の予算づけをして修理をさせていただいているところでございます。

今後につきましても、老朽化がますます激しくなりますので、大規模な修理等の可能性も出てこようかと思えます。

○議長（塚田秀知君） 7番、大森富夫君。

○7番（大森富夫君） 町民の皆さんに大変喜ばれている施設ですので、これを健全運営、恒常的にサービスをしていくということ、ぜひお願いしたいというふうに思うんです。

3回目になりますけれども、例年どおり収支報告書は議会に提供できるのかどうかということをお聞きして終わります。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 例年6月の定例会に報告する予定でございます。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定については、原案のと

おり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時34分